

定 款

株式会社 ハマイ

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、株式会社ハマイと称し、英文では、HAMAI INDUSTRIES LTD. と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精密機械機器の製造および販売
- (2) 各種弁類の製造および販売
- (3) 高圧ガス関連機器の製造および販売
- (4) 不動産の賃貸
- (5) 医療用具の製造販売および修理
- (6) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公 告）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、11,518,000 株とする。

（単元株式数）

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

（招 集）

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議決権の不統一行使の通知方法）

第18条 会社法第313条第2項の議決権の不統一行使の通知方法は、書面によるものとする。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内とする。

- ②当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定し、内1名は社長とする。

②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみ

なす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。

②監査等委員である取締役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定め

る監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（選 任）

第 3 2 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任 期）

第 3 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 3 4 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限度契約）

第 3 5 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 3 6 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 3 7 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 3 8 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②未払の配当金には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第89回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。
- 2 第89回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

令和03年03月29日改正